

参 考 資 料 ②

＜地方税財政に関する調査・アンケート結果について＞

(地方税財政常任委員会)

「地方拠点強化税制」の継続・拡充に関するアンケート結果 ①

- 令和元年6月 全国知事会地方税財政常任委員会の構成都府県に対してアンケートを実施
- 委員長県を除く23団体からの回答結果をとりまとめ

1 制度の継続等について

- ・ 現行制度を拡充して継続すべき
- ・ 現行制度のままで継続すべき
- ・ 現行制度を縮小して継続すべき
- ・ 適用期限の到来をもって廃止すべき
- ・ その他

22
0
0
1
0

【拡充して継続】

- ・ 地方拠点強化税制の目的である東京の一極集中が是正されたとはいえないため、より一層推進するため制度を拡充し継続して取り組むべき
- ・ 地方拠点強化税制が企業の地方分散の真のインセンティブとなるよう、企業ニーズや実態を踏まえた再構築を行ってほしい
- ・ 東京23区に過度に集中している企業の本社を他地域に分散させる制度本来の目的に照らし、対象地域を東京23区以外の大都市圏も含む制度に拡充すべき
- ・ 本制度の目的である地方創生や東京一極集中の是正を推進するためには息の長い取組が必要であり、インセンティブとして現行制度を拡充して、継続する必要がある。

2 制度の更なる拡充等について

(1) 支援対象となる施設の拡充について

| | 移転型 | 拡充型 |
|---------------------------|-----|-----|
| ・ 対象施設を追加すべき | 16 | 15 |
| ・ 対象施設を維持すべき (現行制度どおり) | 3 | 4 |
| ・ 対象施設を削減すべき | 0 | 0 |
| ・ その他 | 2 | 2 |

【追加】

- ・ 職員住宅・社員寮、託児施設、福利厚生部門等を追加すべき
- ・ IoT・AI・ロボットなどの先端工場や情報関連事業所、物流拠点等を追加すべき
- ・ 情報サービス事業部門を追加すべき
- ・ 移転型については本社機能に併設する工場についても税制優遇を認める等、支援措置の拡充をするべき
- ・ 地方公共団体で支援制度を整備している業種に関しては全業務を対象とすべき

【維持】

- ・ 本制度の趣旨を鑑み、対象施設は妥当と考える

【その他】

- ・ 支援対象を施設に限定することなく、設備、償却資産、移転費用など、地方移転に要した経費全体に拡大すべき
- ・ 現行制度の効果検証等が必要

「地方拠点強化税制」の継続・拡充に関するアンケート結果 ②

2 制度の更なる拡充等について

(2) 「施設整備計画」認定要件となる常時雇用する従業員数の増加要件について

| | 移転型 | 拡充型 |
|------------------------|-----|-----|
| ・要件を緩和すべき | 16 | 15 |
| ・要件を維持すべき (現行制度どおり) | 3 | 4 |
| ・要件を強化すべき | 0 | 0 |
| ・その他 | 2 | 2 |

【緩和】

- ・増加従業員数要件を緩和すべき
- ・常勤役員を対象となり得るよう緩和すべき
- ・過疎地域における増加従業員数要件を緩和すべき
- ・企業全体での従業員増加要件を見直し、移転先の施設従業員数の増加のみを要件とすべき
- ・増員させる従業員数要件を緩和又は従業員数ではない要件(「本社機能を所管する担当部署及び担当役職員」の移転)を要件とするなど)も選択可とすべき

【維持】

- ・支援対象業務が拡充されるのであれば、現行要件は適当

【その他】

- ・現行の「移転型」「拡充型」とは別に、常時雇用者増加要件を緩和(撤廃)することにより東京と地方での「2地域ワーク」の実践を支援し、将来の「移転型」への呼び水となる「新たな型」(トライアル型)を設けるべき
- ・現行制度の効果検証等が必要

(3) 雇用促進税制における増加雇用者一人当たりの税額控除額について

| | 移転型 | 拡充型 |
|-----------------------|-----|-----|
| ・税額控除額をさらに増額すべき | 16 | 15 |
| ・税額控除額を維持すべき(現行制度どおり) | 2 | 3 |
| ・税額控除額を減額すべき | 0 | 0 |
| ・その他 | 3 | 3 |

【増額】

- ・企業側のメリットを強化することで、地方への移転・拡充の促進が期待できる
- ・過疎地域については、税額控除額をさらに増額することで、企業のインセンティブを高め、過疎地域への人の流れを促進する
- ・若い世代の他県への流出を防ぐため、大卒者等を雇用した場合、税額控除を増額すべき
- ・新規雇用正社員数に対する税額控除額を引き上げるべき
- ・「移転型」に対して「より踏み込んだ」インセンティブを付与し、「拡充型」との差異を設けることが必要

【維持】

- ・他制度における税額控除額と比較して妥当

【その他】

- ・現行制度の効果検証等が必要
- ・申請手続きの一元化・簡素化を図るべき(オフィス減税は税務署のみで申請できるが、雇用促進税制は、別途ハローワークでの手続きが必要)

(4) その他意見

【制度の継続賛成】

- ・本社機能の移転実績は関東圏に集中し、東京から距離的に不利な地方は実績が伸びていない状況となっていることから、移転先までの距離に応じた優遇制度の創設など実効性のある制度となるように拡充を図ること
- ・地域未来投資促進税制と同じように、機械装置・器具備品についても地方拠点強化税制における税額控除の対象にする等、支援内容の拡充をすべき
- ・本社機能の移転・拡充に伴う雇用を促進するため、H30年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること。
- ・雇用促進税制の適用要件は、法人全体の本社機能に従事する従業員の増加数を引き下げるなど要件を見直すこと(大企業、中小企業とも2人以上→中小企業は1人以上)
- ・本社機能の移転・拡充の対象施設について、現行の事務所などの本社機能に加え、本社工場も対象とすること
- ・東京圏からの移転促進に加え、大学の新增設の抑制同様に、人口増加の要因となる本社機能を有する事業所や大規模工場の東京圏への新規立地、地方の事業所の集約化を抑制する制度を創設すること
- ・オフィス減税の対象経費を、建物等だけでなく設備・償却資産・移転費用など、地方移転に要した経費全体に拡大する。その上で、税額控除・特別償却の率を大幅に引き上げること
- ・現行税制に加え、首都圏と地方の法人税率に差を設けるなどの措置、首都圏から地方へ移転する企業の不動産譲渡益及び地方自治体独自の補助金の益金不算入制度など、さらに踏み込んだ優遇税制を創設すること
- ・企業の地方移転をより強力に促すため、首都圏から地方に移転する企業に対する国独自の移転促進交付金制度を創設すること
- ・実効性が上がる計画となるよう、首都圏の容積率の規制強化など、他の政策と併せて拡充されたい
- ・制度の継続にあたっては、企業の中長期計画にも対応できるよう、5年間(2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間)は確保すべき
- ・税制優遇だけでは東京一極集中の是正に対する効果は低いため、税制以外の支援も含めた制度の抜本的な見直しが必要

【制度の継続反対】

- ・地方拠点強化税制は、企業の都市から地方への移転に優遇措置を講じるものであり、日本全体の活性化に直接つながるものではない。むしろ、総体としての地方税財源の充実を図るべきである

「企業版ふるさと納税」の継続・拡充に関するアンケート結果 ①

- 令和元年6月 全国知事会地方税財政常任委員会の構成都市府県に対してアンケートを実施
- 委員長県を除く23団体からの回答結果をとりまとめ

1 制度の継続等について

- ・ 現行制度を拡充して継続すべき
- ・ 現行制度のままで継続すべき
- ・ 現行制度を縮小して継続すべき
- ・ 適用期限の到来をもって廃止すべき
- ・ その他(運用改善)

16
5
0
1
1

【拡充して継続】

- ・ 寄附実績も増加傾向にあり、貴重な財源となっていることから、制度を継続延長するとともに企業が寄附しやすい制度とする必要がある
- ・ 令和元年度税制改正による制度運用改善等により、活用意向に係る問い合わせが増加しており、更なる制度改善や企業への周知により、今後の活用増が見込まれるため
- ・ 財源面を含め企業の参画を得やすく、地方創生に資する制度であるため

【現行制度のままで継続】

- ・ 令和元年度税制改正により、地方創生関係交付金との併用を認めるなど、制度の一層の活用を図るための要件を緩和したところであるため
- ・ まだ浸透していない新しい制度であり、運用の改善や事務手続きの簡素化などを図っていく必要があるが、制度の大枠を変える必要性はない

2 制度の更なる拡充等について

(1) 手続きの簡素化について

- ・ 手続きを抜本的に簡素化すべき
- ・ 企業が寄附を行いたい時に迅速・柔軟に受け入れられるようにすべき
- ・ 記載内容を簡素化すべき
- ・ 申請の受付・認定回数を増やすべき
- ・ その他

14
12
3
8
2

【手続きを抜本的簡素化】

- ・ 要件を事前に明確化し、内閣府の認定手続きがなくても、対象事業等が認められるようにするなど、弾力的に活用できるよう制度を簡素化すべき
- ・ 地方団体ごとに1つの地域再生計画を作成するなど手続きの簡素化が必要

【企業が寄附を行いたい時に迅速・柔軟に受け入れられるようにすべき】

- ・ 企業の決算期に合わせ、柔軟に受け入れできるようにすべき
- ・ 計画の申請、認定回数が決まっているため、企業からの寄附希望に迅速に対応できない場合がある

【記載内容を簡素化すべき】

- ・ 地方版総合戦略に所載の項目については地域再生計画への記載を省略するなど

【申請の受付・認定回数を増やすべき】

- ・ 企業の厚意にできる限り応えられよう、地域再生計画を随時申請できるようにすべき

(※複数回答可)

「企業版ふるさと納税」の継続・拡充に関するアンケート結果 ②

2 制度の更なる拡充等について

(2) 税制措置のあり方について

- ・ 地方税と国税が協調して税額控除割合を拡大し企業のインセンティブ効果を高めるべき 15
- ・ 現行の税額控除割合のままでよい 6
- ・ 税額控除割合を縮小すべき 0
- ・ その他 1

【地方税と国税が協調して税額控除割合を拡大】

- ・ 現行制度では企業側にメリットを感じてもらえていないと考えられるため
- ・ 寄附を行う企業の負担を軽減し、企業版ふるさと納税を行う企業数自体を増やすことが望ましい
- ・ 現在、法人税額の5%が上限となっている国税の負担割合を引き上げて税額控除割合を拡大し、寄附を行う企業の負担を軽減することが望ましい

【現行の税額控除割合のままでよい】

- ・ 企業が特定の地方団体に寄附を行うにあたっては、それ相応の理由が必要であり、税額控除割合は、寄附の受入に影響しないと考えられるため
- ・ 税額控除割合を拡大すると、企業所在地(本社・事業所)の団体に対する税収減等の影響が懸念されるため
- ・ 個人版ふるさと納税制度が指定制度となり、寄附額に占める返礼品率が3割以下となる中、企業版においても本来の制度趣旨に基づいた運用が適切

【その他】

- ・ 県内企業が寄附を行っても、税額控除の対象外であるが、県内企業を税額控除の対象としてほしい

3 その他、企業版ふるさと納税制度についての意見

- ・ 企業の寄附希望によりきめ細かく対応するため、自動的に税制上の優遇措置が受けられるなどのさらなる緩和をお願いしたい
- ・ 制度を活用する企業の裾野拡大を図るため、①本社が所在する地方自治体への寄附を可能とすること、②着手済みの事業に対する寄附を可能とすること、③地方負担分への寄附充当が可能な国の交付金や補助金の範囲を拡大すること
- ・ 本社が所在する自治体への寄附を可能とすることにより、寄附件数の拡大が期待できる
- ・ 国において、企業への制度の周知・理解促進を積極的に行うとともに、企業側に窓口を予め設けてもらうなどの協力要請を行っていただきたい
- ・ この制度の活用状況(寄附獲得件数や金額など)をもって、地方を競わせるようなことに意味はない。この制度を活用する、しないは地方の実情に応じた判断であり、国が当該制度の周知、活用を積極的に働きかけるべきは企業の方である
- ・ より長期的な制度とし、事業内容の成功例だけでなく、寄附募集段階での自治体の成功例やノウハウを共有していけるようになれば良い
- ・ 地方創生応援税制は都や特別区など特定の自治体を対象外としており、自治体間の財政調整の手段として用いられているといわざるを得ない。むしろ、総体としての地方税財源の充実を図るべきである

「地方拠点強化税制」の実績に関する調査結果

○ 令和元年6月 全都道府県に対して調査を実施（全都道府県から回答あり）

1 「施設整備計画」の知事認定件数

| | H27年度 | | | H28年度 | | | H29年度 | | | H30年度 | | | 計 | | | R元年度(見込含む) | | |
|----------|---------|-------|------|---------|-------|------|---------|-------|------|---------|-------|------|---------|-------|------|------------|-------|------|
| | 該当都道府県数 | 認定企業数 | 認定件数 | 該当都道府県数 | 認定企業数 | 認定件数 |
| 移 転 型 | 6 | 7 | 7 | 9 | 11 | 11 | 3 | 3 | 3 | 8 | 12 | 12 | 16 | 33 | 33 | 11 | 12 | 12 |
| 拡 充 型 | 26 | 68 | 68 | 30 | 68 | 68 | 27 | 68 | 68 | 31 | 90 | 90 | 41 | 293 | 294 | 24 | 79 | 79 |
| 知事認定件数 計 | 28 | 74 | 75 | 30 | 79 | 79 | 27 | 71 | 71 | 31 | 101 | 101 | 41 | 324 | 327 | 26 | 91 | 91 |

【注】表中の数値は、それぞれの項目で実数を記入しているため計数が一致しない場合がある。

2 認定した「施設整備計画」における増加雇用予定者数

| | H27年度～ R元年度 計 | |
|----------------------|---------------|-------------|
| | 該当都道府県数 | 増加雇用予定者数(人) |
| 移 転 型 | 16 | 612 |
| うち東京23区からの 転勤予定者数 | 16 | 452 |
| 拡 充 型 | 42 | 8,295 |
| 増加雇用予定者数 計 | 42 | 8,907 |

【注】表中の数値は、それぞれの項目で実数を記入しているため計数が一致しない場合がある。

【注】上記1におけるH27～H30年度及びR元年度において認定済の「施設整備計画」に係る増加雇用予定者数を記入

「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の寄附実績に関する調査結果

- 令和元年6月 全都道府県に対して調査を実施（全都道府県から回答あり）
- H28年度・H29年度数値は内閣府の公表値、H30年度・R元年度数値は今回調査値

1 事業分野別の寄附実績（都道府県、市町村計）

| 事業分野 | H28年度 | | H29年度 | | H30年度 | | 計 | | R元年度 (見込) | |
|--------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|--------------|--------------|
| | 寄附 件数 | 寄附額 (百万円) | 寄附 件数 | 寄附額 (百万円) | 寄附 件数 | 寄附額 (百万円) | 寄附 件数 | 寄附額 (百万円) | 寄附 件数 | 寄附額 (百万円) |
| しごと創生 | 371 | 536 | 989 | 1,935 | 717 | 1,054 | 2,077 | 3,525 | 485 | 752 |
| 地方への人の 流れ | 63 | 41 | 152 | 192 | 115 | 677 | 330 | 910 | 87 | 551 |
| 働き方改革 | 42 | 59 | 56 | 113 | 55 | 269 | 153 | 441 | 33 | 337 |
| まちづくり | 41 | 111 | 57 | 115 | 60 | 328 | 158 | 554 | 16 | 170 |
| 合計 | 517 | 747 | 1,254 | 2,355 | 947 | 2,329 | 2,718 | 5,431 | 646 | 1,828 |

- ・しごと創生… 地域産業振興、観光振興、農林水産振興、ローカルイノベーション、人材の育成・確保等
- ・地方への人の流れ… 移住・定住の促進、生涯活躍のまち等
- ・働き方改革… 少子化対策、働き方改革等
- ・まちづくり… 小さな拠点、コンパクトシティ等

2 寄附企業数

| | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 (見込) |
|-------|-------|-------|-------|--------------|
| 寄附企業数 | 459 | 1,112 | 1,004 | 655 |

観光施策に関する予算額(令和元年度)及び潜在的事業等に関する調査結果 ①

[全国知事会地方税財政常任委員会調査 (R元. 6)]

1 観光施策に関する予算額(令和元年度)及び潜在的事業費

- 令和元年6月 全都道府県に対して調査を実施(全都道府県から回答あり)
- 観光施策に関する「(1)予算総額」の内訳として、「(2)訪日外国人旅行者関連事業費」、「(3)国内旅行者関連事業費」に分類し、特徴のある事業についても併せて調査
 - ※ 「都道府県・政令指定都市における観光予算等調査」(観光庁調査)における回答額のほか、観光施策に関する予算についても幅広く記載。(H30→R元繰越含む)
 - ※ 国内旅行者向けの事業が一部含まれていても、訪日外国人旅行者を対象としている事業は(2)に計上

〈参考〉観光庁 令和元年度当初予算額 665.9億円(うち国際観光旅客税財源充当額485.0億円 平成30年度当初予算額275.5億円)

(百万円)

| (1)予算総額 (事業費を集計(職員人件費を除く)) | | | | (2)訪日外国人旅行者 | | | | (3)国内旅行者 | | | | 潜在的 事業費 |
|-------------------------------|--------|---------------|--------|-------------|-------|--------|-------|----------|-------|--------|--------|------------|
| 計 | 国庫 | 一財 | その他 | 計 | 国庫 | 一財 | その他 | 計 | 国庫 | 一財 | その他 | |
| 109,168 | 12,734 | 59,872 | 36,562 | 41,541 | 5,969 | 27,662 | 7,910 | 45,586 | 5,479 | 22,833 | 17,274 | 82,044 |

【注】表中の数値は、それぞれ原数値を四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

【注】「(1)予算総額」には、「(2)訪日外国人旅行者関連事業費」「(3)国内旅行者関連事業費」に該当しない経費が含まれているため、「(1)の予算総額」と「(2)及び(3)の合計額」は一致しない。

【注】「潜在的事業費」は、現在、予算計上されていないものの、仮に財源が確保できることとなった場合に組みたい(または拡充したい)観光施策に係る事業の経費を概数で集計したもの

観光施策に関する予算額(令和元年度)及び潜在的事業等に関する調査結果 ②

[全国知事会地方税財政常任委員会調査(R元.6)]

2 観光施策に関する主要事業(令和元年度)

訪日外国人受入れのための人材育成や環境整備、日本版DMOの形成、航空会社・鉄道会社等と連携したキャンペーンなど、全国各地で様々な観光施策を実施

訪日外国人旅行者関連事業

1 訪日外国人受入に向けた環境整備

受入体制整備事業

- ・多言語対応可能な観光案内所の設置・運営
- ・多言語表示案内板の設置支援
- ・フリーWi-Fiの整備促進

インバウンド対応人材育成事業

- ・観光事業者向けおもてなし研修実施
- ・ボランティアガイドの育成・活用
- ・インバウンドツーリズムの企画・実施のできる人材を育成

クルーズ船定期航空路誘致事業

- ・クルーズ船誘致に向けたPR
- ・受入体制の整備・強化を実施
- ・航空ネットワークの維持・拡充を図るため、空港の利用促進・利便性向上対策を実施
- ・国際定期線誘致を戦略的に推進

日本版DMO形成事業

- ・官民連携した新組織を設立し、海外に向けた観光情報の発信等を実施

2 戦略的な観光プロモーション・PR

ターゲットを絞った誘客促進事業

- ・近隣県との広域連携によるマスコミ・旅行会社等の招聘事業を実施
- ・欧米等の富裕層をターゲットとしたプロモーション活動を実施

現地における効果的なプロモーション

- ・知名度向上、旅行商品の造成を図るため、現地で観光説明会等を開催

教育旅行・MICE等誘致事業

- ・教育旅行の誘致や国際会議等の開催、誘致を促進
- ・サイクリングモデルツアーの実施

3 地域の多様な魅力の対外発信強化

地域資源活用事業

- ・歴史・文化、祭、伝統工芸、食、酒、アート、世界遺産、温泉等の地域の観光資源を活かした体験型ツアーの造成

情報発信強化事業

- ・ICT、映像コンテンツ等を活用した観光情報の発信
- ・観光データの分析による整備事業

国内旅行者関連事業

1 観光資源のブラッシュアップ、受入体制の整備

日本版DMO形成事業

- ・DMO創設に向けた基盤づくり、調査、運営支援を実施
- ・観光案内機能の強化や新たな周遊ルートを開発

二次交通整備事業

- ・アクセス向上を図るため、駅・空港などを拠点とした二次交通網を整備

滞在型観光の推進

- ・滞在型観光ビジネスモデルの構築
- ・特典付与型観光パスポートの発行

情報発信・環境整備事業

- ・マーケティング分析を活かしたコンテンツの作成やICTによる情報発信
- ・ICTを活用した戦略的なPR
- ・観光案内板設置など観光客受入れのための基盤整備

観光人材育成事業

- ・県民や観光事業者のおもてなし力の向上

2 観光キャンペーン・地域資源の活用

観光プロモーション開催事業

- ・大型イベント等を効果的に組み合わせた誘客キャンペーンを実施
- ・地域ブランドを活かしたプロモーション事業を実施

世界遺産等による誘客

- ・世界遺産を核とした旅行プランの造成やガイドブックの作成

ニューツーリズムの推進

- ・地域の特性を活かした体験型ツーリズムの展開

航空会社・鉄道会社等と連携した観光キャンペーン

- ・旅行会社等と連携した観光プロモーション事業の実施
- ・JR各社と連携した destinations キャンペーンの実施

歴史を活用した周遊事業

- ・地域資源や歴史等を活かし、県内周遊街歩きを誘導する事業を実施

3 大都市圏等における情報発信

誘客促進・交流人口拡大事業

- ・大都市圏で観光・物産展を開催するなど効果的なプロモーションを展開
- ・テレビ、新聞、雑誌、SNS等のメディアによる認知度拡大と誘客促進

観光施策に関する予算額(令和元年度)及び潜在的事業等に関する調査結果 ③

[全国知事会地方税財政常任委員会調査(R元. 6)]

3 観光施策に関する潜在的事業の例

多様な観光客に対応するための環境整備や、IoTを活用した観光動向の調査、
地域資源を生かした観光を行うための施設整備など、様々な潜在的観光施策

ソフト事業

1 観光客受入に向けた環境整備

外国人観光客受入事業

- ・多言語対応事業(人材育成、コールセンター等)
- ・通訳ボランティアのスキルアップ

外国クルーズ船誘致による地方創生事業

- ・クルーズ旅行商品に関する情報発信やピーター獲得のためのツール作成

地域二次交通支援事業

- ・地域の観光地を結ぶバス運行に対する支援
- ・空港やクルーズ寄港地を起点とする周遊バス・バスツアー等の造成支援

日本版DMO形成促進事業

- ・DMO形成に向けたマネジメントを行う専門人材の配置等への支援

2 戦略的な観光プロモーション・PR

データを活用した情報発信事業

- ・外国人個人観光客のトレンド調査や宿泊を促進するためのオンラインプロモーションを実施
- ・ビッグデータを活用した交流人口動向調査結果を地域の観光振興対策立案等に活用

現地における効果的なPR

- ・海外旅行会社、メディアを対象とした情報発信、ファミトリップの実施

教育旅行・MICE等誘致事業

- ・特色を活かした教育旅行の誘致や国際会議等の開催、誘致を促進
- ・自然環境等を活かしたサイクリングモデルツアーの実施

3 地域の多様な魅力を活用した観光促進

宿泊施設等の魅力向上・情報発信支援事業

- ・インバウンド受入に係る環境整備や情報発信強化等に取り組む宿泊施設等へアドバイザーを派遣

土産物開発支援事業

- ・魅力ある土産物の開発及びブラッシュアップ支援

ハード事業

1 観光関連施設の整備

観光施設等の整備・改修事業

- ・観光集客施設の改修事業
- ・宿泊施設整備促進に向けたインセンティブ事業
- ・宿泊施設が行う耐震改修等を支援
- ・観光施設等のバリアフリー化

景観を意識した施設整備

- ・観光地の景観を阻害する廃屋等の撤去支援事業
- ・電柱の地中化や駐車場の整備、観光客の休憩スポットの設置

IoT環境整備事業

- ・観光施設におけるWi-Fi環境整備の促進
- ・バスロケーションシステムの導入支援
- ・キャッシュレス決済サービスの導入支援
- ・観光施設でのAR(拡張現実)・VR(仮想現実)技術の活用

2 地域資源の活用及び情報発信

観光誘客施設の整備

- ・地域の古民家等を活用したレストラン等観光施設の整備
- ・地域の歴史や食文化等を活用した観光施設の整備

文化施設における環境整備

- ・美術館、博物館等の受入体制及び設備の整備

遊休施設を活用した環境整備

- ・遊休施設を活用した観光施設の利便性・魅力向上のための改修を支援

3 訪日外国人受入に向けた環境整備

インバウンド対策事業

- ・外国人観光客のための多言語表記の案内看板や誘導看板の設置
- ・観光施設や宿泊施設における公衆トイレなどの設備の洋式化

外国人観光客に向けたPR事業

- ・多言語ガイドブックの作成による観光地のPR
- ・外国人観光案内所の施設整備等機能強化